○苫小牧市民会館条例

昭和43年９月20日

条例第32号

改正　昭和47年10月５日条例第29号

昭和51年３月27日条例第４号

昭和55年３月31日条例第３号

昭和63年４月７日条例第10号

平成３年７月13日条例第12号

平成７年３月16日条例第５号

平成７年12月27日条例第30号

平成17年６月29日条例第19号

平成21年７月１日条例第16号

（目的）

第１条　この条例は、地域社会の文化、教養の向上及び市民福祉の増進を図るため、市民会館を設置し、その管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第２条　市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　苫小牧市民会館

位置　苫小牧市旭町３丁目２番２号

（使用許可）

第３条　苫小牧市民会館（以下「会館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは、条件を付すことができる。

３　市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、会館の使用を許可しない。

(1)　公安、公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

(2)　建物、附属施設又は備付物品を破損、汚損又は滅失するおそれのあるとき。

(3)　暴力排除の趣旨に反する行為を行なうおそれのあるものの利益となるとき。

(4)　その他会館の管理上適当と認め難いとき。

４　会館は、引き続き５日以上同一の目的に使用させない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用料）

第４条　会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

２　会館の附属施設及び備付物品の使用料並びに冬期間の暖房料については、規則で定める。

３　前２項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

４　市長が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第５条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1)　使用者の責に帰すことのできない理由により使用不能となつたとき。

(2)　その他市長が特別の理由があると認めたとき。

（目的外使用等の禁止）

第６条　使用者は、許可を受けた目的以外に会館を使用し、又は会館を使用する権利を他人に譲渡し、若しくは他人に転貸してはならない。

（使用許可の取消し）

第７条　市長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用許可の内容を変更することができる。この場

合において、使用者に損害が生じても、市長は、賠償の責を負わない。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　使用許可の条件に違反したとき。

(3)　第３条第３項に該当する理由が生じたとき。

(4)　使用許可の申請に不正があつたとき。

（特別な設備等の制限）

第８条　使用者は、会館の使用に当り特別の設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第９条　使用者は、会館の使用を終つたとき又は使用許可を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

２　使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第10条　使用者は、会館の使用により、建物、附属施設又は備付物品を破損、汚損又は滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責に帰すことができないと市長が認めた場合は、この限りでない。

（職員の立入り）

第11条　使用者は、使用中の場所に職員が職務執行のために立ち入ることを拒むことができない。

（入場の制限）

第12条　市長は、公益上又は会館の管理上適当でないと認めた者に対し、使用者に命じ、又は自ら会館への入場を拒否し、又は会館からの退場を命じることができる。

（販売行為等の禁止）

第13条　会館（会館の敷地内を含む。）においては、市長の許可を受けた者以外は、物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をしてはならない。

（指定管理者による管理）

第14条　市長は、会館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1)　会館の使用許可及びその取消し等に関する業務

(2)　会館の維持管理に関する業務

(3)　その他会館の管理運営上必要と認める業務

２　指定管理者に前項第１号に掲げる業務を行わせる場合における第３条、第７条、第８条、第11条、第12条及び前条の規定の適用については、第３条、第７条、第８条、第12条及び前条中「市長」とあり、並びに第11条中「職員」とあるのは、「指定管理者」とする。

（利用料金）

第15条　市長は、前条第１項の規定により指定管理者に会館の管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者に会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。

２　使用者は、第４条第１項及び第２項の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

３　利用料金の額は、別表に定める金額並びに第４条第２項に規定する規則で定める使用料及び暖房料の額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額とする。

４　指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

５　既納の利用料金は、あらかじめ市長が定める基準に該当する場合を除き、還付しない。

（雑則）

第16条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この条例は、昭和43年10月18日から施行する。

２　苫小牧市民会館条例（昭和28年条例第32号）は、廃止する。

３　苫小牧市公民館条例（昭和25年条例第４号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

４　苫小牧市労働会館条例（昭和28年条例第33号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（昭和47年10月５日条例第29号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年３月27日条例第４号改正）

１　この条例は、昭和51年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の苫小牧市民会館条例別表の規定は、この条例の施行日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和55年３月31日条例第３号改正）

１　この条例は、昭和55年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の苫小牧市民会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和63年４月７日条例第10号改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年７月13日条例第12号改正）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　苫小牧市都市公園条例（昭和53年条例第14号）の一部を次のように改正す

る。

（次のよう略）

附　則（平成７年３月16日条例第５号改正）

１　この条例は、規則で定める日（平成７年３月22日）から施行する。

２　この条例による改正後の苫小牧市民会館条例別表（205号会議室に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成７年12月27日条例第30号改正）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の苫小牧市民会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成17年６月29日条例第19号改正）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

２　苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第９号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成21年７月１日条例第16号改正）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

別表（第４条、第15条関係）

１　大ホール（楽屋事務室及び主催者事務室を含む。）使用料

使用区分 ＼ 時間区分			午前	午後	夜間	1日
(1)	入場料を徴収しない場合又は入場料が	平日	26,500円	35,400円	44,200円	90,200円
		土・日・休日	33,100円	44,300円	55,300円	112,800円

	500円以下の場合					
(2)	入場料が500円を超え1,000円以下の場合	平日	39,800円	53,100円	66,300円	135,300円
		土・日・休日	49,800円	66,400円	82,900円	169,100円
(3)	入場料が1,000円を超える場合	平日	(2)の項の使用料に、入場料のうち1,000円を超える額が500円までごとに同項の使用料の2割に相当する額を加算した額			
		土・日・休日				

２　小ホール使用料

使用区分		時間区分	午前	午後	夜間	1日
(1)	入場料を徴収しない場合又は入場料が500円以下の場合	平日	7,300円	9,800円	12,200円	24,900円
		土・日・休日	9,100円	12,200円	15,300円	31,100円
(2)	入場料が500円を超え1,000円以下の場合	平日	11,000円	14,700円	18,300円	37,400円
		土・日・休日	13,700円	18,300円	22,900円	46,700円
(3)	入場料が1,000円を超える場合	平日	(2)の項の使用料に、入場料のうち1,000円を超える額が500円までごとに同項の使用料の2割に相当する額を加算した額			
		土・日・休日				

３　会議室等使用料

室名	午前	午後	夜間	1日
101号室	1,700円	2,300円	2,800円	5,800円

201号室	2,600円	3,500円	4,300円	8,800円
202号室	2,300円	3,100円	3,800円	7,800円
203号室	2,300円	3,100円	3,800円	7,800円
205号室	2,500円	3,300円	4,200円	8,500円
206号室	2,000円	2,700円	3,300円	6,800円
207号室	1,200円	1,600円	2,000円	4,100円
210号室	800円	1,100円	1,300円	2,700円
211号室	800円	1,100円	1,300円	2,700円
212号室	800円	1,100円	1,300円	2,700円
213号室	800円	1,100円	1,300円	2,700円
215号室	800円	1,100円	1,300円	2,700円
216号室	800円	1,100円	1,300円	2,700円
303号室	2,600円	3,500円	4,300円	8,800円
305号室	1,500円	2,000円	2,500円	5,100円

備考

１　この表において、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、入場料とは入場料、会費、参加料その他これらに類するものをいう。

２　各時間区分の開始及び終了の時刻は、規則で定める。

３　入場料の額が２以上定められている場合は、その最高額をもつて入場料の額とする。

４　商品の宣伝、展示、販売等営利の目的をもつて使用する場合の使用料は、大ホール及び小ホールについては５割増、その他の場所については10割増とする。

５　苫小牧市以外に住所又は事務所を有するものが使用する場合の使用料は、前項の場合を除き、３割増とする。

６　特別の理由により、各時間区分の開始時刻前又は終了時刻後に使用を

許可する場合は、規則で定めるところにより計算した額を、この表の使用料の額に加算する。

7　規則で定める団体が規則で定める目的のために、小ホール及び会議室等を使用する場合には、小ホールについては３割、会議室等については５割の使用料を減額する。

8　小ホール及び会議室等を婚礼等（３時間以内のものに限る。）に使用する場合には、使用区分、時間区分にかかわらず、小ホールは平日の午前、会議室等は午前の使用料を適用する。